

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針の改正について(概要)

令和元年12月12日

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付

PRISMの今後の在り方検討会(令和元年6月27日設置 ガバニングボード決定)の検討結果を踏まえ、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における研究開発等を総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)がイニシアティブをとって推進するため、官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の運用指針を改正する。

1. 運営体制の強化

- ガバニングボードの下に、PRISM 審査会(仮称)(以下、「PRISM 審査会」という。)を設置、推進費配分の審査の厳格化。
- 内閣府が、推進費の配分を受けている事業、元施策の状況を把握するために、各府省庁から定期的に予算要求及び執行状況等の報告を受けるメカニズムの導入。

2. 運用の改善

- 推進費の配分の成果を測る観点から審査基準項目の明確化(研究開発の加速、マッチングファンド、政策転換、国研・大学における研究への寄与度等)
- 府省庁連携事業における、事業全体を取りまとめる府省庁連携PDの設置。

3. 評価方法の改善

- 推進費配分を受けている事業に係る自己評価(外部有識者による評価)の実施。
- 追跡評価(推進費配分の3年後及び5年後)を実施。

以上